

社会福祉法人悠生会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人悠生会（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- （1）常勤役員等について、報酬を支給する。
- （2）非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとし、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、評議員会にて決定し、各人に支給する。

- （1）報酬については、別表第1に定める額
- （2）通勤手当については賃金規程第18条の規定に準ずる額

（非常勤職員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表第2に定める額

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表第3の定めるものとする。

（報酬等の支給方法）

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月26日とする。ただしその日が休日に当たる時は、その前日に支払うものとする。

- 2 当法人の職員を兼ねている者及び非常勤役員等に対する報酬は、年度末締めで一括払いとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規定により計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数についてはこれを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規定は、平成29年6月17日より施行する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	上限：年額 10,000,000 円迄

別表第2（非常勤役員等の報酬）**（1）評議員**

役職名	日額
評議員会への出席	30,000 円
役員等懇談会への出席	15,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000 円

（2）理事

役職名	日額
理事会・評議員会への出席	30,000 円
役員等懇談会への出席	15,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000 円

（3）監事

役職名	日額
理事会・評議員会・監事監査等への出席	30,000 円
役員等懇談会への出席	15,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000 円

別表第3（職員給与との併給）

役職名	日額
理事会・評議員会への出席	20,000 円
役員等懇談会への出席	10,000 円